

### 「2019 年度税制改正大綱」決定!

## JR連合の要望事項が反映される!!

～JR連合および各単組と議員懇・フォーラム議員との協力体制による成果～

12月14日、与党（自由民主党・公明党）が平成31年度税制改正大綱（2019年度税制改正大綱）を決定した。同大綱には、JR連合が交通重点政策2018-2019をはじめとする要望項目として掲げ、その実現にむけて総力を挙げて取り組んできた『JR二島会社の法人事業税資本割の課税標準に係る特例措置』や『低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置』の継続適用が盛り込まれ、適用期限がそれぞれ5年間、2年間延長されることとなった（後者については、一部見直しの上）。

JR連合は関係各単組とともに、「JR連合国会議員懇談会（議員懇）」や「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム（議員フォーラム）」との協力体制を昨年の衆議院総選挙を経て再構築し、この間、密に連携を図りつつ税制改正要望の実現に取り組んできた。各省庁の予算・税制の要望項目への反映にむけては、4月の国土交通省鉄道局に対する政策・制度要求にはじまり、関係各方面への説明を行ってきた。さらに、各省庁からの要望事項が財務省・総務省に提出され、政治・行政の動きが本格化する9月以降、関係各単組および議員懇・議員フォーラム所属議員等とともに、交運労協とも連携し、関係省庁や政党等に対して、あらゆる機会・手段を活用しながら理解を求め、働きかけを行ってきた。11月29日には議員懇・榛葉会長らとともに、大塚高司国土交通副大臣への要請行動を行い、JRで働く者としての声を代表して政府へ直接訴えた。これらの取り組みの結果として、各要望事項が反映されるという成果につながった。

引き続き、JR連合はJR産業の持続的な発展にむけ、JR最大の責任産別として民主的な労働運動にもとづき、加盟単組やJR連合の政策活動に理解ある国会議員・地方議員とともに、さまざまな政策課題の解決に向けた取り組みを展開・強化をしていく。

#### ～2019税制改正大綱（JR連合の要望事項を抜粋）～

##### 〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 適用対象に、既存車両の改良により新造車両と同様の環境性能要件（下記③により加える一定の環境性能要件を除く。）を備えることとなった車両の改良に係る部分を加える。
  - ② 気動車の適用要件を、液体式気動車から電気式気動車に変更する。
  - ③ 一定の鉄軌道事業者について、適用対象となる新造車両に一定の環境性能要件を加える。

##### 〈法人事業税〉

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年間延長する。